

お客さま各位

オリックス株式会社

よくあるご質問 ～リース契約 Q&A～

Q1 リース契約は中途解約できますか？

A1 原則として、リース契約の中途解約はできません。リース契約は、お客さまが販売店との間で導入を決定された物件をオリックスが販売店より購入してお客さまだけにリースします。オリックスは、リース期間内にお客さまからお支払いいただくリース料全額を受領することによって支払った購入代金を回収する仕組みになっています。そのため、やむを得ない事情でリース契約の解約をご希望される場合であっても、物件のご返却とともにオリックス所定の解約損害金（残期間のリース料合計額相当）をお支払いいただくこととなります。

Q2 リース期間の途中で新しい物件に入れ替えてリース契約を継続したい場合の取り扱いはどのようにになりますか？

A2 既存物件のリース契約（旧リース契約）を中途解約していただき、新しい物件については新たにリース契約（新リース契約）を締結していただきます。その際に旧リース契約の解約損害金のお支払い方法として2つの方法があります。1つ目の方法は、旧リース契約のオリックス所定の解約損害金を一括してお支払いいただく方法です。

2つ目の方法は、お客さまがご希望される場合に、旧リース契約のリース会社（オリックス以外のリース会社の場合もあります）所定の解約損害金を新リース契約のリース料お支払い回数と同じ回数で分割して、新リース料とともにお支払いいただく方法です。

Q3 リースが終了したら、物件の所有権はどうなりますか？

A3 所有権はリース会社に残ります。リース契約が終了した場合（解約の場合も含みます）、物件はオリックスに返還していただくこととなります。

リース取引は、お客さまが所有権をもたないことによっていろいろなメリットを受けられる取引ですので、物件の所有権をお客さまに譲渡することは、たとえリース終了後であっても、遡って問題が生ずることがあります。

Q4 物件の返還に費用がかかることがありますか？

A4 物件の返還費用は原則としてお客さまのご負担となります。リース料には物件の返還費用は入っておりません。また、リース契約が終了した場合（解約の場合も含みます）の物件返還費用もお客さまのご負担となります。

Q5 リース期間終了後も、引き続き物件を使用することはできますか？

A5 「再リース（1年更新）」することにより継続してご利用が可能です。リース期間満了の3カ月ほど前に「リース期間満了に伴う契約手続のお知らせ」を送付いたします。リース契約の終了をご希望される場合は、当該お知らせをオリックス宛てにご返信ください。ご返信のない場合は、自動的に再リース（物件の継続使用）として手続きをさせていただきます。

なお、再リースの場合には、契約当初に定められた再リース料で格安にご利用いただけます。再リース料のお支払いは、再リース期間開始時に年間リース料を一括してお支払いいただきますが、再リース期間中にリース契約を解約される場合は、お支払い済みの再リース料のご返還はできませんのでご注意ください。

Q6 リース物件に瑕疵（「かし」：物件に欠陥があり、約束された機能や性能が発揮されていないとき）があった場合はどうなりますか？

A6 お客さまと販売店の間で直接解決していただきます。販売店には、お客さまに瑕疵のない物件を納入する責任があります。メーカー保証がある場合は、販売店を通じて直接お客さまよりご請求ください。オリックスと販売店との売買契約においては、物件の瑕疵に関してお客さまから販売店に直接請求があれば、販売店がこれに応ずることを義務付けております。

Q7 保守サービスはどうなっていますか？

A7 リース期間中の物件の維持・管理は、お客さまに行っていただきます。また必要に応じて販売店と直接、保守契約を結んでください。なお、リース料には保守費用は含まれておりませんので、これらは別途お客さまのご負担となります。

Q8 リース物件が壊れた時はどうなりますか？

A8 通常のご使用により、リース物件に不具合が生じた場合の検査・整備・調整・修理等に要する費用（メンテナンスコスト）は、お客さまのご負担となります。リース物件に万一の事故が生じた際には、その損害（毀損（「きそん」）の場合の修理代、滅失（「めっしつ」）の場合の所定のリース解約損害金等）はお客さまのご負担とな

りますが、

1. 動産総合保険の対象となる物件

各種機器等ほとんどの「動産」が対象となります。ただし、携帯電話・PHS（事務所内専用として使用する場合を除く）等、この保険の対象から除外されるものがあります。

2. 保険期間

リース期間が開始した日から終了する日まで。

3. 保険の対象となる主な損害

●火災 ●水災 ●盗難 ●破裂・爆発 ●落雷 ●衝突

4. 保険の対象とならない災害

- 地震（地震による津波を含む）・噴火
- 故意または重大な過失
- 電氣的事故および機械的事故
- 通常の使用結果として生じる損耗・損傷、さび、かび、変質、変色、ねずみ喰い、虫喰い
- 汚損・擦損・塗料の剥落等単なる外観上の損傷で機能に直接関係のない損害
- 修理・清掃等、作業中における損失・技術の拙劣による損害
- 瑕疵および加工着手後に生じた損害
- 詐欺・横領・置き忘れ・紛失
- 戦争・暴動・テロ行為・その他の事変・差し押さえ・没収・核燃料物質による損害

■ 保険事故発生のはきは

直ちにオリックスまたは販売店にお知らせください。（その際、リース契約番号、事故発生の日時・場所、事故の原因、事故のあった物件名および損害の程度等をご連絡いただきます。）

保険に係る諸手続きはオリックスにて行いますので、必要書類の提出をお願いいたします。

■ ご契約にあたって

- ・ お客さまがリース申込書をオリックスにご提出されるに際しては、販売店との間でリース物件の仕様、価格、設置費用等の明細を詳しく確認されてから、記名・捺印されますようお願いいたします。
- ・ リース申込書・契約書等を受領後、オリックスよりお客さまへ、ご契約内容の

確認（リース期間開始の確認を含む）のためにお電話をさせていただきます。

- ・ オリックスのリース契約は、事業者のお客さまのみを対象としていただいております。事業（営業）として、または事業（営業）のために契約をされるお客さまには消費者契約法およびクーリングオフ等の特定商取引に関する法律の適用はございませんのでご注意ください。

- * オリックスでは、リース契約のお申し込みの際には、販売店に対してお客さまとの商談内容が確認できる書類等の提出を求めています。さらに、リース契約の成立前には、必ずお電話によりお客さまのご契約意思を確認させていただいております。
- * お客さまにおかれましては、商談内容に疑問点や不明点などがある場合は、上記内容をご確認いただき、ご納得のうえリース契約のお申し込みをいただくことで、リース契約に関するトラブルを未然に防ぐことができるものと考えています。

上記のご主旨をご理解いただき、なにとぞご協力いただけますようお願い申し上げます。